

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 144 「収益認識に関する会計基準（案）」等の公表について vol. 8

今回は、「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」（以下、適用指針(案)）で規定されている「本人と代理人の区分」について、ご説明いたします。

顧客への財又はサービスの提供に他の当事者が関与している場合において、顧客との約束が当該財又はサービスを企業が自ら提供する履行義務であると判断された場合、企業は本人に該当します。

一方で、当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務であると判断された場合、企業は代理人に該当します(適用指針(案) 39 項、40 項)。

顧客との約束の性質が、財又はサービスを企業が自ら提供する履行義務(企業が本人に該当)であるのか、あるいは財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務(企業が代理人に該当)であるのかを判定するために、次の 1. 及び 2. の手順に従って判断を行います(適用指針(案) 42 項)。

1. 顧客に提供する財又はサービスを識別すること（例えば、顧客に提供する財又はサービスは、他の当事者が提供する財又はサービスである可能性があります。）。

なお、顧客との契約に複数の特定の財又はサービスが含まれている場合には、企業は、一部の特定の財又はサービスについて本人に該当し、他の特定の財又はサービスについて代理人に該当する場合があります(適用指針(案) 41 項)。

2. 財又はサービスのそれぞれが顧客に提供される前に、当該財又はサービスを企業が支配しているかどうか(会計基準第 34 項)を評価すること

(1)財又はサービスが顧客に提供される前に企業が当該財又はサービスを支配しているときには、企業は本人に該当します。他の当事者が提供する財又はサービスが顧客に提供される前に企業が当該財又はサービスを支配していないときには、企業は代理人に該当しま

す(適用指針(案) 43 項)。

(2)顧客への財又はサービスの提供に他の当事者が関与している場合、
次の 1 から 3 のいずれか(他の当事者が提供する財又はサービス)を企業が支配している
ときには、企業は本人に該当します(適用指針(案) 46 項)。

- 1 他の当事者から受領した財又は他の資産であり、企業がその後に顧客に移転するもの
- 2 他の当事者が履行するサービスに対する権利
- 3 企業が顧客に財又はサービスを提供する際に、他の財又はサービスと統合させる
他の当事者から受領した財又はサービス

上記の判定の結果、企業が本人に該当するときには、
当該財又はサービスの提供と交換に企業が権利を得ると見込む対価の総額を収益として
認識し、企業が代理人に該当するときには、他の当事者により提供されるように手配するこ
とと交換に企業が権利を得ると見込む報酬又は手数料の金額を収益として認識します(適用
指針(案) 39 項、40 項)。